

# 平成29年度前期 授業料免除及び徴収猶予について

## 平成29年度の本科4・5年生と専攻科生対象

標記のことについて、下記のとおり授業料免除及び徴収猶予の申請を受け付けますので、希望者は学生課学生係まで案内書類を取りに来てください。

### 記

1. 対象者：①経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ学力優秀と認められる者  
②授業料納入期限前6ヶ月以内に学資負担者が死亡した場合、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で、授業料の納入が著しく困難な者  
※平成28年10月1日以降に懲戒処分（停学以上）を受けた者は対象となりません。
2. 提出書類：授業料免除申請書 又は 授業料徴収猶予申請書
3. 提出期限：平成29年3月31日（金）
4. 提出先：学生課学生係
5. 備考：・申請書を提出した学生には、後日その他必要書類の提出について案内します。  
・平成28年10月1日以降に懲戒処分（停学以上）を受けた者は対象となりません。

平成29年 2月9日  
学 生 課 学 生 係

掲示期間：3月31日（金）まで